

平成28年第6回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成28年12月14日（水曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第79号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 2 議案第80号 出雲崎町農業委員会の委員等の定数に関する条例制定について
 - 第 3 陳情第 5号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情書
 - 第 4 発議第 2号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書
 - 第 5 発議第 3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
 - 第 6 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤 佐由里
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	大矢正人
建設課長	玉沖馨
教育課長	矢島則幸
町民課参事	山田 栄
総務課参事	権田孝夫
教育課参事	金泉嘉昭

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第79号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第1、議案第79号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、三輪正議員。

○総務文教常任委員長（三輪 正） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案1件について、その審査が終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、12月9日午後1時30分から役場議員控室において、委員全員が出席し、説明員として教育長、総務課長、町民課長、教育課長並びに産業観光課長の出席を得て、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告いたします。

議案第79号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、農地利用最適化推進委員の選任方法や農業委員会総会における議決権はあるのかとの質疑があり、最適化推進委員は町内5地区を区域単位で選出してもらう予定。農業委員会総会での議決権はなく、報酬の違いはその部分を含めていると答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

議案第79号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第80号 出雲崎町農業委員会の委員等の定数に関する条例制定について

陳情第5号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情書

○議長（山崎信義） 日程第2、議案第80号 出雲崎町農業委員会の委員等の定数に関する条例制定について、日程第3、陳情第5号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情書、以上議案1件、陳情1件を議一括題とします。

ただいま議題としました議案1件、陳情1件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、1番、宮下孝幸議員。

○社会産業常任委員長（宮下孝幸） それでは、社会産業常任委員長報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案1件と陳情1件について、その審査が終了いたしましたので、その経過と結果につきご報告いたします。

去る12月9日午前9時30分より、委員全員が出席をし、説明員として町民課長、保健福祉課長、産業観光課長並びに建設課長の出席を得て委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。その経過につきご報告いたします。

議案第80号 出雲崎町農業委員会の委員等の定数に関する条例制定についてであります。次のような質疑がなされました。

1. どのような審査経過を経て、定数削減の結論が出されたのか。

2. 現在国では、女性委員の登用も求めているが、その人選はどのように行われているのかなどの質疑が出され、大矢産業課長より、1. 農業委員会でも当初は定数削減に反対の声もあったが、国の方針の説明や、農地利用最適化推進委員の追加意義などの説明を丁寧に行い、最終的には理解をいただいた。

2. 女性を必ず1名ということではないが、農業委員会の中に農業委員経験者2名と産業観光課

長3名で構成される委員候補者評価会議を設け、適任者の人選を行っていくことになるなどの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、陳情第5号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情書についてであります。委員全員の一致した意見として、いまだに苦しみを抱え、名乗り出ることさえできない被害者に対し、継続しての救済と、問題解決は必要であるとの意見が出され、慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第80号を採決します。

議案第80号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第5号を採決します。

陳情第5号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議第2号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書

○議長（山崎信義） 日程第4、発議第2号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、1番、宮下孝幸議員。

○社会産業常任委員会委員長（宮下孝幸） 発議第2号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書の提出について、その提案理由をご説明申し上げます。

1. 新潟水俣病の早期解決に向け、被害者・国並びに加害者などの関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること。

2. 平成21年7月に成立した水俣病特措法の第37条に定めている「阿賀野川流域住民の健康実態調査」を速やかに実施すること。

3. 潜在患者が名乗り出ることができるような環境の整備をすること。

4. 昭和30年ころから昭和53年ころまで阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別な取り組みを行うこと。

5. 水俣病特措法の異議申し立てを認めること。

以上、詳細につきましては、お手元に配布いたしました意見書案のとおりであります。ただいま申し上げました事項につき、国会並びに政府においては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて早急なる取り組みを行うことを強く要望するものであり、地方自治法第99条の規定により意見書の提出をするものであります。

議員各位には、よろしくご審議賜りまして、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます、意見書提案理由の説明といたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長（山崎信義） 日程第5、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、3番、中川正弘議員。

○議会運営委員会委員長（中川正弘） 発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出、提案理由の説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化していることであります。

昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議会選挙が行われ、そのうち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入している厚生年金も、議員の在職期間中は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境をつくっていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることです。議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。この意見書への皆様方のご賛同をお願いして、提案理由の説明を終わります。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（山崎信義） 日程第6、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第6回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時45分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 加 藤 修 三

署名議員 諸 橋 和 史